



# 消費者注意報

CASE.1

## 注文した覚えがないのに届いた健康食品!?



京のチェックポイント!!

Q. 「注文した品物ができるので送ります」と電話がかかってきた!?

A. 申し込んだ覚えがなければ、きっぱりと断り電話を切りましょう。

Q. 断ったはずなのに商品が代引きで届いてしまった。受け取りを拒否しても大丈夫?

A. 宅配便業者や郵便局の人々に悪いから…と思う必要はありません。注文していない商品であれば、差出人の名前、住所、連絡先等を控えた上で受け取り拒否をしてください。受け取り拒否しても、強引な口調で受取りを迫る電話がかかることもあります。そんな時はすぐに消費生活センターに相談しましょう。

Q. 家族あてに健康食品が届いた。代わりに受け取ってもいいの?

A. まずは本人(宛名の人)に確認することが大切です。差出人の名前や商品名、金額などを控えた上で、配達の人にいったん持ち帰ってもらいましょう。

Q. 断りきれずに、健康食品を受け取ってしまったが、返品したい。どうしたらいいの?

A. 電話勧誘販売の場合、クーリング・オフができる場合があります。商品は開封せずに、すぐに消費生活センターに相談してください。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

健康 食品の

# 送りつけ商法、急増中!



健康食品の送りつけに関する相談  
(京都府)



## ●送りつけ商法とは?

突然電話で「以前注文してもらった健康食品を送ります」などと言って、注文した覚えがないのに商品を一方的に送りつけるという被害が高齢者を中心に増えています。

## ●被害防止のためには

高齢者の中には、被害に気づかなかったり、自分から相談しない人も多くいます。

常日頃から高齢者の様子を身近な人々が見守ることが大切です。  
おかしいなと思ったら、まずは消費生活センターに相談してください。



## 迷惑電話の対処法

～送りつけ商法やしつこい電話勧誘の被害にあわないために～



留守電設定において、直接電話に出ない



ナンバーディスプレイで誰からの電話か確認する  
(知らない番号の電話には出ないようにする)



電話に出ても、手短に切る  
(相手が話していても、聞く必要はなし)



電話機の近くに断りの言葉を書いておく  
(「今、忙しいから」「けっこうです」はダメ)



まずはお電話を!  
不安なときは

消費者ホットライン 0570-064-370  
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004  
高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002